

# 次期教育大綱のアウトラインについて

総合政策課

## 現行教育大綱（R4～7年度）

### 秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

令和4年3月

秋 田 県

#### 1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本県の教育、学術及び文化に関する総合的な施策について、その目標や方向性を定めるものであります。

#### 2 対象とする期間

令和4年度から令和7年度までとします。

#### 3 大綱の内容

令和4年度から4年間の県政運営の指針として策定した「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」が、大綱と同様の位置づけにあることから、同プランにおける関係部分（教育、学術及び文化に関する部分）を大綱に代えることとします。

※ 概要版は別紙のとおり

#### （大綱に代える部分）

##### 【～大変革の時代～新秋田元気創造プラン】

○ 戰略6 教育・人づくり戦略 目指す姿1～6 (P120～P136)

○ 戰略3 観光・交流戦略 目指す姿3～4 (P68～P71, P78～P81)

## 次期教育大綱（R8～11年度）のアウトライン

### 秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱

令和8年3月

秋 田 県

#### 1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）として、当該施策の目標及び方向性を定める。

#### 2 大綱の期間

令和8年度～令和11年度

#### 3 施策の目標及び方向性

秋田県総合計画（令和8年度～令和11年度）の関係部分に掲げるとおりとする。

##### 〔関係部分〕

政策6（教育・人づくり）施策1～5

政策2（観光・交流）施策3・4

#### 4 施策の推進に当たって

知事及び教育委員会は、相互に連携の上、施策を推進するために不可欠なものとして次に掲げる重要な事項について、優先的に取り組むものとする。

○ 総合計画に基づく個別の施策・事業を効果的に展開するために不可欠な要素を「重要事項※」として掲げ、その達成、実現等に向けた取組を優先的に進めるものとする。

※教育行政全体を貫く根本的な目的、施策に臨む上での「るべき姿勢」など

○ 「重要事項」の具体的な内容は、第1回総合教育会議での意見交換等を踏まえ、次期大綱（案）に掲げる（第2回総合教育会議で協議）。

○ 「重要事項」は、次期大綱の施行後においても、隨時見直しを行う（必要に応じて、総合教育会議に協議の上、大綱の改定を行う。）。

